

# お 知 ら せ

平成29年1月4日

## 酸素の購入価格に関する届出について

初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のことについては、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）別添1第9部処置J201酸素加算(11)及び別添2第8部処置I082酸素加算により、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、保険医療機関が、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届出を行うこととされております。

そのため、平成29年4月から平成30年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を予定されている保険医療機関におかれましては、「酸素の購入価格に関する届出書」に必要事項をご記入のうえ、平成29年2月15日(水)までに、中国四国厚生局岡山事務所まで提出してください。

なお、届出様式等につきましては、中国四国厚生局ホームページ（[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido\\_kansa/sanso\\_konyu/index.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html)）からダウンロードできますが（新様式は、平成29年1月以降の掲載となります。）、インターネット環境にない保険医療機関におかれましては、下記の問い合わせ先へご連絡のうえ、届出様式等の送付をご依頼ください。

## 記

<問い合わせ・提出先>

〒700-0907

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

中国四国厚生局岡山事務所

TEL086-239-1275